

小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

1. 適正規模・適正配置の検討が求められる背景

子供たちを取り巻く環境の大きな変化の中で、適正規模・適正配置の検討が求められることが増えています。



2. 適正規模・適正配置の基本的な考え方

義務教育段階の学校の目的は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことであり、学校では、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要であること等から、**学校は一定の規模を確保することが重要です。**

学校規模の適正化の検討は、あくまでも**児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え**、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものです。

また、学校は地域のコミュニティの核として、防災・保育・地域の交流の場等の機能を併せ持ちます。地域の実情により、学校統廃合が困難な場合や小規模校として存続させることが必要な場合もあり、こうした判断も尊重される必要があります。

※1:「公立小中学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引 ～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」
(平成27年1月27日)

※2:人口動態統計速報(令和6年12月分)(厚生労働省)



3.対応の目安（小学校の場合） *中学校は手引（※1）参照

学級数	規模の特徴	検討の可否
1～5学級	複式学級が存在する規模	学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討することが必要。
6学級	クラス替えができない規模	学校全体及び各学年の児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討することが必要。
7～8学級	全学年ではクラス替えができない規模	学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方の検討が必要。今後の児童数の予測も踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級に準じて速やかな検討が必要。
9～11学級	半分以上の学年でクラス替えができる規模	学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方の検討が必要。

注：文部科学省では、小中学校の学校規模（学級数）の標準等を設定している（学校教育法施行規則（※3）において、学校規模の標準は、小中学校ともに、12学級以上18学級以下）。

■地理的条件により統合困難な事情がある場合には、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。



※3：学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条 第四十一条の規定は、中学校に準用する。

2 学校統廃合に関する合意形成の留意点

学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりを含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切です。

課題の可視化と共有

- ✓ 自治体の教育ビジョン等に基づき、子供たちに充実した教育環境を提供できているか、現在の教育活動に課題はないかなどについてデータや資料を共有。
- ✓ 将来的な児童生徒数の減少見込みも適切に把握・共有して、検討に必要な時期についても情報共有。

統合の効果の見通しと共有等

- ✓ 先行事例も研究し、統合した場合の効果*について共有し、学校の在り方を関係者が一緒になって考えていく。

* 統合後の学校規模、教育活動（カリキュラム、指導の在り方）、通学条件、施設設備など。

統合を行う場合の検討体制の工夫

- ✓ 保護者、地域住民と危機意識や課題認識、将来ビジョンが共有できるよう、地域と学校が両輪となって学校づくりに取り組むための検討体制の構築。
- ✓ まちづくりや、他の公共施設等との複合化・共用化など施設整備の観点等から、首長部局と部局横断的な検討体制の構築。



3 国からの支援メニュー（例）

現在、国から自治体の皆さまを支援するメニューには以下のようなものがあります。

施設整備への補助

- 統合に伴う学校施設の新増築。
（負担割合：原則1/2）
- 統合に伴う学校施設の改修。
（算定割合：原則1/2）

※ 統合の際、他の公共施設との複合化・集約化を伴う場合においても、当該統合に係る学校施設の新増改築及び改修に要する経費については補助対象となる。

スクールバス等購入費、遠距離通学費補助

- 学校統廃合等に係る小・中学校の児童生徒の通学条件の緩和を図るために、都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業を補助。
（負担割合：1/2）
- 学校統廃合を伴う小・中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助。
（負担割合：1/2）
（補助期間：5年間）

教職員定数の加配措置

- 統合前後の一定期間における指導・運営体制の構築のために活用可能な加配定数を措置。
- 小中一貫教育を推進する際、小学校高学年において専科指導等に積極的に取り組む学校を支援。